参考資料　①

東海村総合福祉センター送迎バス（毎日型）運行事業実施要項

１．事業名

東海村総合福祉センター送迎バス（毎日型）運行事業

２．目　的

東海村総合福祉センター利用者の交通の利便を確保することにより，住民福祉の向上に資することを目的とする。

３．運行方法

高齢者クラブ送迎バスに地域住民を乗車させ送迎する。

４．運行路線

高齢者クラブ送迎バスの指定日運行とする。また，高齢者クラブ指定日以外の日ついては事務局で送迎の地区を割り振り運行するものとする。路線は別表に定めるとおりとする。

５．停留所

送迎バスの停留所は，別表に定めるとおりとする。

６．利用料

送迎バスの利用料は，無料とする。

７．運休日

送迎バスの運休日は，東海村総合福祉センターの休館日とする。